

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所の皆さんへの支援を拡充します！

- 賃料、固定費の補助対象期間を8月末までに延長します。(最大50万円まで)
- 補助対象事業者を従業員(正社員)20人未満に拡大します。(4月にさかのぼり適用)

雇用の維持

雇用調整助成金
をいち早くお渡します！
*支給前に市が50%分を無利子貸付

雇用調整助成金
を上乗せ補助します！
*国の助成対象(9/10)とならない部分(1/10)を市が補助

雇用調整助成金
申請に要する社会保険労務士
手数料も補助します！
*1事業所1回10万円

延長！

持続化給付金を受ける方を対象に
賃料(建物、土地、駐車場)の1/4
を補助します！

*4~8月分 上限10万円/月 最大50万円まで

固定資産税相当額、上下水道料金相当額
も補助します！ *5か月相当分

事業継続

持続化給付金も金融機関を
通じて前借りできます！

*個人100万、法人200万まで
(市が全額利子補給)

延長！

備品等リース料、光熱費、通信費などを
補助します！

*4/1から8/31までの間に支払期限が到来するもの
上限10万円/月 最大50万円まで

★まずはご相談ください★

~申込・相談窓口を開設しています~

厚生福社会館 体育館 (電話: 商工課 34-5610)

*6月からは、体育館2階(ロビー)になります。



詳しくは裏面をご覧ください！
(他にも支援があります)

三条市一丸となって乗り越えていきましょう！

接客を伴う飲食業又は従業員(正社員)20人未満の事業所(業種は問わない)が対象です。

雇用の維持

雇用調整助成金の貸付け

- 雇用調整助成金が支給される前に、助成金額の50%相当額を市が直接貸付(無利子) *従業員9人分までの助成金が対象

雇用調整助成金上乗せ補助(国の特例期間中 4/1~6/30)

- 雇用調整助成金の支給要件に該当する事業者に対し、国の助成対象(9/10)とならない部分(1/10)を上乗せ補助

社会保険労務士の手数料補助

- 雇用調整助成金の申請等を依頼する社会保険労務士への手数料を1事業所当たり1回10万円まで補助

【問合せ】
商工課
34-5610

事業継続

持続化給付金前借り支給

- 持続化給付金の支給決定を受ける事業者に対し、給付金受給までの間、給付金相当額を上限としたつなぎ資金を三条信用金庫・三條信用組合を通じて貸付

※融資上限額 法人200万円 個人事業者100万円(利子1%全額補給)

事業物件の賃料補助(延長)

- 賃貸物件で事業を営む者に対し、賃料(建物・土地・駐車場)の1/4を補助(4~8月分)(1か月当たり上限10万円 最大50万円)

事業に係る固定費の補助(延長)

- 備品等リース料、光熱費、通信費、保険料、車両維持費、福利厚生費等を別枠で補助(4/1~8/31の間に支払期限が到来するもの)(1か月当たり上限10万円 最大50万円)

固定資産税、上下水道料金補助

- 対象物件の賃料1/4以上を免除する貸主、又は(家賃負担のない)自己所有物件に係る固定資産税相当額を補助(年税額の5か月相当分)
- 対象物件の上下水道料金相当額を補助(5か月相当分)

【問合せ】
商工課
34-5610

以下の減免等については、上記の「接客を伴う飲食業…」などの対象要件はありません。

税金・保険料減免等

個人住民税の減免

- 持続化給付金を受ける個人事業者、又は給与等を受けている方で前年同月比で50%以上減少している方(雇用調整助成金対象者を除く)

詳しくは
税務課
34-5529

国民健康保険税の減免

- 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入が10分の3以上減少する等の要件を満たす世帯

詳しくは
健康
づくり課
34-5442

国民健康保険傷病手当

- 被保険者が感染した場合、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合療養のため労務に服することができなかつた期間、傷病手当金を支給

介護保険料の減免

- 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入が10分の3以上減少する等の要件を満たす第1号被保険者(65歳以上)

詳しくは
高齢介護課
34-5476